

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行について
(妊婦又は産婦の異常に対応する医療機関の確保等に関する事項)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年6月に成立、公布された「医療法等の一部を改正する法律」のうち、本年10月1日より、妊婦又は産婦の異常に対応する医療機関の確保等に関する事項が施行されることから、医療法施行規則の関係部分の改正が行われるとともに、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に関係通知が発出され、本会に対しても同医政局看護課より日本医師会を通じて協力依頼がありました。

今回の改正における1) 妊婦又は産婦(妊婦等)の助産を担当する助産師に対し、書面を交付して適切な説明義務を課すことについては、日本助産師会が示す記載例等を参考にすることや、書面の交付には母子健康手帳に記載する方法により提供することを含むこと等とされており、2) 出張のみによってその業務に従事する助産師に対し、妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を定める義務を課すことについては、その病院又は診療所を、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は有床診療所とするとともにその経過措置を定めております。

また、留意事項として、1) 嘱託医師、嘱託医療機関等を定めておかなければならないとする医療法上の規定は、緊急時等、他の病院又は診療所に搬送する必要がある際にも、必ず嘱託医師、嘱託医療機関等を経由しなければならない趣旨ではないこと、2) 助産所から嘱託医療機関等に対して、妊婦の分娩予定日や既往等についての情報共有に努めることが挙げられております。特に1) につきましては、各都道府県に設置の周産期医療協議会により整備された緊急搬送の連携体制の活用が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本医政局長通知のうち「持ち分の定めのない医療法人への移行計画に関する事項」に関しましては、平成29年10月17日付(福岡県医発第1888号(地))の文書をもってご連絡しておりますことを申し添えます。

平成 29 年 10 月 6 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

温泉川 梅代

「医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行について
(妊婦又は産婦の異常に対応する医療機関の確保等に関する事項)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 6 月に成立、公布された「医療法等の一部を改正する法律」につきましては、平成 29 年 6 月 21 日付日医発第 319 号（地 I 76）の文書をもって、厚生労働省医政局長による関係通知を貴会にお送りしております。

今般、本年 10 月 1 日より、同改正法のうち妊婦又は産婦の異常に対応する医療機関の確保等に関する事項が施行されることから、医療法施行規則の関係部分の改正が行われるとともに、同医政局長より各都道府県知事等宛に関係通知が発出され、本会に対しても同医政局看護課より協力方依頼がありました。

今回の改正につき、1) 妊婦又は産婦（妊婦等）の助産を担当する助産師に対し、書面を交付して適切な説明義務を課すことについては、日本助産師会が示す記載例等を参考にすることや、書面の交付には母子健康手帳に記載する方法により提供することを含むこと等とされております。

また、2) 出張のみによってその業務に従事する助産師に対し、妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を定める義務を課すことについては、その病院又は診療所を、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は有床診療所とするとともに、その経過措置を定めております。

また、留意事項として、1) 嘱託医師、嘱託医療機関等を定めておかなければならないとする医療法上の規定は、緊急時等、他の病院又は診療所に搬送する必要がある際にも、必ず嘱託医師、嘱託医療機関等を経由しなければならない趣旨

ではないこと、２）助産所から嘱託医療機関等に対して、妊婦の分娩予定日や既往等についての情報共有に努めることが挙げられております。特に１）につき、周産期医療協議会により整備された緊急搬送の連携体制の活用が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会や関係医療機関等への周知方、妊婦等や新生児の安全確保や周産期医療協議会による連携体制の充実・強化等につき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

追って、本医政局長通知のうち「持ち分の定めのない医療法人への移行計画に関する事項」に関しましては、別途、平成２９年１０月６日付（年税第４５号、地Ⅰ第１８５号）の文書をもってご連絡しておりますことを申し添えます。

事 務 連 絡
平成 29 年 9 月 29 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課

妊婦又は産婦の異常に対応する医療機関の確保等について（協力
依頼）

平素より、医療政策の推進に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長、保健所
設置市長及び特別区長宛て通知いたしましたので、ご了知いただくとともに、
妊婦、産婦及び新生児の安全確保に向けて適切な対応がなされるよう、貴会会
員、施設等への周知及び協力の要請方よろしく願いいたします。

医政発 0929 第 15 号

平成 29 年 9 月 29 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）

「医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号。以下「改正法」という。）」のうち、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）の一部改正（妊婦又は産婦の異常に対応する医療機関の確保等に関する事項）及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）の一部改正が本年 10 月 1 日に施行されることとされています。

これに伴い、本年 9 月 27 日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）」が公布され、また、同月 29 日付けで、「医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号。以下「告示」という。）」が告示されました。

この省令及び告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 妊婦又は産婦の異常に対応する医療機関の確保等に関する事項について

1 妊婦又は産婦への説明義務について（改正省令の規定による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）第 1 条の 8 の 2 から第 1 条の 8 の 4 まで関係）

- (1) 妊婦又は産婦（以下「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第 6 条の 4 の 2 第 1 項の規定により、助産所の管理者（出張のみによってその業務に従事する助産師にあっては当該助産師。以下同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならないこと。なお、書面を作成する際には、公益社団法人日本助産師会が示している記載例等を参考とされたい。

また、当該書面に記載すべき事項を母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条第 1 項の規定により当該妊婦等に対し交付された母子健康手帳に記載する方法に

より提供することができることとすること。

(2) 法第6条の4の2第1項の書面に記載する事項は、次のとおりとすること。

ア 妊婦等の氏名及び生年月日

イ 当該妊婦等の助産を担当する助産師の氏名

ウ 当該妊婦等の助産及び保健指導に関する方針

エ 当該助産所の名称、住所及び連絡先

オ 当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所の名称、住所及び連絡先

カ 緊急時の電話番号その他の連絡先

キ 助産所の管理者が妊婦等への適切な助産及び保健指導のために必要と判断する事項

ウの当該妊婦等の助産及び保健指導に関する方針については、例えば、次の事項を記載することが考えられること。

① 助産所において助産及び保健指導を行うことができる妊婦等の状態

② 妊娠中に妊婦等に起こり得る異常や合併症

③ 妊婦健診の時期及び回数

④ 妊婦等の異常の際の具体的な対応方法

また、オの当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所については、法第19条の規定に基づき定めた嘱託する病院又は診療所（出張のみによってその業務に従事する助産師にあっては、法第19条第2項の規定に基づき定めた妊婦等の異常に対応する病院又は診療所。以下「嘱託医療機関等」という。）を記載すること。なお、記載し妊婦等に説明を行うに当たり、あらかじめ、嘱託医療機関等から承諾を得ること。

(3) 助産所の管理者は、妊婦等又はその家族の承諾を得て、法第6条の4の2第1項の書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を次の方法により提供することができるものであること。ただし、この場合には、妊婦等又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないこと。なお、妊婦等又はその家族から当該方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該方法による提供を行ってはならないこと。ただし、当該妊婦等又はその家族が再び承諾をした場合は、この限りでないこと。

ア 電子メールにより送信し、受信者の使用するパソコン等に備えられたファイルに記録する方法

イ インターネットにより患者又はその家族の閲覧に供し、患者又はその家族の使用するパソコン等に備えられたファイルに記録する方法

ウ DVD-ROM等に(2)の記載事項を記録し、それを交付する方法

2 妊婦等の異常に対応する医療機関の確保について（新規則第15条の3関係）

(1) 出張のみによってその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、法第19条第2項の規定により、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めておかなければならないものとしたこと。

- (2) 第3の2(1)にあるとおり、平成30年3月31日までの間は、妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所を定めておくことで差し支えないこととすること。また、平成30年3月31日以降についても、当分の間、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有する病院又は診療所は、それぞれ別の病院又は診療所で差し支えないこととし、さらにいずれかの病院又は診療所に、妊婦等又は新生児を入院されるための施設があれば足りることとすること。

3 留意事項

- (1) 法第19条第1項及び第2項の規定により、嘱託医師、嘱託医療機関等を定めおかなければならないとされているが、これらの規定は緊急時等、他の病院又は診療所に搬送する必要がある際にも、必ず嘱託医師、嘱託医療機関等を経由しなければならないという趣旨ではないこと。

実際の分娩時等の異常の際には、妊婦等及び新生児の安全を第一義に、各都道府県に設置されている周産期医療協議会により整備された緊急搬送の連携体制を活用する等により、適宜適切な病院又は診療所への搬送及び受入れが行われるべきものであるため、関係者においては、この考え方に基づいて適切に対応されたい。

- (2) 助産所から嘱託医療機関等に対して、妊婦の分娩予定日や既往等今後予定されている分娩についての情報共有に努めること。

第2 持分の定めのない医療法人への移行計画に関する事項について

1 改正省令について

- (1) 移行計画の認定要件の追加について（新規則第57条の2関係）

ア 持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画に対する厚生労働大臣による認定（以下「移行計画の認定」という。）の要件のうち、改正法による改正後の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「新18年改正法」という。）附則第10条の3第4項第4号の厚生労働省令で定める要件は、以下のとおりとすること。

(ア) 医療法人の運営に関する要件

- ① 社員や理事等の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- ② 理事及び監事に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- ③ 営利事業を営む者等に対し、寄附等の特別の利益を与える行為を行わないものであること。
- ④ 当該医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直前に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業に係る費用の額を超えてはならないこと。
- ⑤ 当該医療法人について、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部

若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

(イ) 医療法人の事業に関する要件

- ① 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業（健康診査に係るものに限る）に係る収入金額、予防接種に係る収入金額、助産に係る収入金額及び介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額の合計額が、全収入金額の 8 割を超えること。
- ② 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ③ 医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額の 1.5 倍の額の範囲内であること。

イ ア(ア)④における遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価格の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とすること。

- ① 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産
- ② 法第 42 条各号に規定する業務の用に供する財産
- ③ ①及び②の業務を行うために保有する財産（①及び②に掲げる財産を除く。）
- ④ ①及び②に定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金
- ⑤ 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金

(2) 移行計画の変更について（新規則第 58 条第 2 項関係）

新 18 年改正法附則第 10 条の 4 第 1 項に規定する移行計画の変更の認定を受けようとする医療法人が、移行計画変更認定申請書に添付しなければならない書類として、1 の(1)に掲げる要件に該当する旨を説明する書類を新たに追加すること。

(3) 移行計画の認定の取消しについて（新規則第 59 条関係）

新 18 年改正法附則第 10 条の 4 第 2 項の規定により、移行計画の認定を取り消すことができるときに、医療法人が 1 の(1)に掲げる要件を欠くに至ったときを新たに追加すること。

(4) 厚生労働大臣への報告について（新規則第 60 条関係、附則様式第 8 関係）

ア 新 18 年改正法附則第 10 条の 8 の規定により、認定計画の実施状況及び当該認定医療法人の運営の状況について報告する場合において、厚生労働大臣に提出しなければならない報告書として、認定医療法人の運営の状況に関する報告書を新たに追加するとともに、当該報告書の様式を新規則附則様式第 8 として定めること。

イ 認定を受けた医療法人が、持分なし医療法人へ移行する旨の定款変更について、法第 54 条の 9 第 3 項の認可を受け、その旨を厚生労働大臣に報告する場合に提出しなければならない報告書として、附則様式第 8 による認定医療法人の運営の状況に関する報告書を新たに追加すること。

ウ 持分の定めのない医療法人に移行した認定医療法人は、持分の定めのない医療法人へ移行する旨の定款の変更について法第 54 条の 9 第 3 項の認可を受けた日から 6 年間、次の①及び②に掲げる期間に係る附則様式第 8 による認定医療法人の運営の状況に関する報告書を、当該①及び②に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

① 認可を受けた日から 5 年間、認可の日から起算して 1 年を経過するごとの日までの期間 各 1 年を経過する日の翌日から起算して 3 月を経過する日

② 認可を受けた日から起算して 5 年を経過する日から 6 年を経過する日までの期間 当該認可を受けた日から起算して 5 年 10 月を経過する日

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

2 告示について

新規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イの規定において、移行計画の認定における要件の 1 つとして、社会保険診療等による収入が全収入の 80%を超えることの要件が定められたところ（第 2 の 1 (1) (イ)①参照）、当該社会保険診療等に含まれる予防接種の範囲のうち、その他厚生労働大臣が定めることとされている予防接種を次に掲げる予防接種とすること。

① 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）

② 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）

③ インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）

④ おたふくかぜに係る予防接種

⑤ ロタウイルス感染症に係る予防接種

第 3 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行すること。また、告示についても平成 29 年 10 月 1 日から適用すること。

2 経過措置

(1) 第 1 の 2 (1) について、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所を定めておくことで差し支えないこととすること。（改正省令附則第 2 項関係）

(2) 平成 29 年 10 月 1 日より前に移行計画の認定を受けた医療法人については、新規則第 57 条から第 60 条までの規定は適用せず、この省令による改正前の医療法施行規則第 57 条から第 60 条までの規定は、なおその効力を有するものとする。ただし、平成 29 年 10 月 1 日より前に認定を受けた医療法人であって、改正法附則第 8 条第 2

項に規定する特例認定を受けようとするものについては、新規則第 57 条から第 60 条までの規定が適用されること。（改正省令附則第 3 項及び第 4 項関係）

○厚生労働省令第百一号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の四の二第一項、同項第六号及び同条第二項並びに第十九条第二項並びに良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第三項第三号及び第四項第四号、第十条の四第二項並びに第十条の八の規定に基づき、並びに医療法及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章～第一章の四（略） 第二章 病院、診療所及び助産所の管理（第八条―第十五条の三） 第三章～第六章（略） 附則 第一条の八の二 妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の四まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の二第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の四において同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。 2 法第六条の四の二第一項の規定による書面の交付には、当該書面に記載すべき事項を母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により当該妊婦等に対し交付された母子健康手帳に記載する方法により提供することを含むものとする。	目次 第一章～第一章の四（略） 第二章 病院、診療所及び助産所の管理（第八条―第十五条の二） 第三章～第六章（略） 附則（新設）

第一条の八の三 法第六条の四の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 緊急時の電話番号その他の連絡先

二 助産所の管理者が妊婦等への適切な助産及び保健指導のために必要と判断する事項

事項

第一条の八の四 助産所の管理者は、法第六条の四の二第二項の規定により、同条第一項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、妊婦等又はその家族に対し、その用いる電磁的方法を示し、承諾を得なければならない。

（新設）

2 助産所の管理者は、前項の規定による承諾を得た後に、妊婦等又はその家族から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該方法による提供を行つてはならない。ただし、当該妊婦等又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 法第六条の四の二第二項に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次のとおりとする。

一 電子情報処理組織を利用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 助産所の管理者の使用に係る電子計算機と妊婦等又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 助産所の管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて妊婦等又はその家族の閲覧に供し、当該妊婦等又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

（新設）

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第六条の四の二第一項に規定する書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、妊婦等又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第十五条の三 出張のみによつてその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、法第十九条第二項の規定により、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めておかなければならない。

（社会医療法人の認定要件）

第三十条の三十五の三 （略）

一 （略）

二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「社会保険診療に係る収入金額」という。）、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療

（新設）

（社会医療法人の認定要件）

第三十条の三十五の三 （略）

一 （略）

二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療

社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）（第五十七条の二第二号イにおいて単に「健康増進事業に係る収入金額」という。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分岐に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）（第五十七条の二第二号イにおいて単に「助産に係る収入金額」という。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ （略）

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。以下同じ。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下同じ。）の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一、六 （略）

（副本の添付）
第三十六条 令第五条の十五並びに第三十一条、第三十三条の二十五第一項、第三十四条、第三十五条の二第二項（第三十五条の五において読み替えて準用する場合を含む。）第三十五条の八（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十九条

療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分岐に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ （略）

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一、六 （略）

（副本の添付）
第三十六条 令第五条の十五並びに第三十一条、第三十三条の二十五第一項、第三十四条、第三十五条の二第二項（第三十五条の五において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三十五条の八（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十九

の二十三、第三十九条の二十四第一項及び第三十九条の二十七に規定する申請書及びこれに添付する書類並びに第三十一条の五から第三十一条の五の三までに規定する申請書には、それぞれ副本を添付しなければならない。

(移行計画の認定)

第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第十条の第三第一項の規定により移行計画（同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。）が適当である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。以下同じ。）は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2・3（略）

(移行計画に添付する書類)

第五十七条（略）

2（略）

3 平成十八年改正法附則第十条の第三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 次条第一項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類
(運営に関する要件)

第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該経過措置医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。
イ その事業を行うに当たり、社員、理事、監事、使用人その他の当該経過措置医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

条の二十三、第三十九条の二十四第一項及び第三十九条の二十七に規定する申請書及びこれに添付する書類並びに第三十一条の五から第三十一条の五の三までに規定する申請書には、それぞれ副本を添付しなければならない。

(移行計画の認定)

第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第十条の第三第一項の規定により移行計画（同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。）が適当である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。）は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2・3（略）

(移行計画に添付する書類)

第五十七条（略）

2（略）

3 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二（略）

(新設)

(新設)

ロ その理事及び監事に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該経過措置医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

ハ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

二 当該経過措置医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第四十二条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えてはならないこと。

ホ 当該経過措置医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

二 当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産に係る収入金額及び介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げる給付に係る収入金額を除く。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号二に規定する遊休財産額は、当該経過措置医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該経過措置医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一 当該経過措置医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二 法第四十二条各号に規定する業務の用に供する財産

三 前二号の業務を行うために保有する財産（前二号に掲げる財産を除く。）

四 第一号及び第二号に定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金

五 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金

（移行計画の変更）

第五十八條 （略）

2 前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 四 （略）

五 前条第一項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

六 その他参考となる書類

3 （略）

（移行計画の認定の取消し）

第五十九條 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 認定医療法人が第五十七条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けなかつたとき。

三 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。

四 認定医療法人が合併により消滅したとき。

五 認定医療法人が分割をしたとき。

六 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。

七 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。

八 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（厚生労働大臣への報告）

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書及び附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 二 （略）

2 前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。以下この項及び第五項において同じ。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を

（移行計画の認定の取消し）

第五十九條 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けなかつたとき。

二 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。

三 認定医療法人が合併により消滅したとき。

四 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。

五 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。

六 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（厚生労働大臣への報告）

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 二 （略）

2 前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。こ

厚生労働大臣に報告しなければならない。
この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書（新医療法人へ移行する旨の定款の変更について、第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、附則様式第五による実施状況報告書及び附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書）に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 三（略）

3・4（略）

5 新医療法人に移行した認定医療法人は、新医療法人へ移行する旨の定款の変更について第五十四条の九第三項の認可（以下単に「認可」という。）を受けた日から六年間、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 認可を受けた日から五年間、認可の日から起算して一年を経過することの日までの期間 各一年を経過する日の翌日から起算して三月を経過する日
二 認可を受けた日から起算して五年を経過する日から六年を経過する日までの期間 当該認可を受けた日から起算して五年十月を経過する日

の場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 三（略）

3・4（略）

（新設）

附則様式第七の次に次の様式を加える。

附則様式第8（附則第60条第1項、第2項及び第5項関係）

運営の状況報告書

厚生労働大臣 殿

法人所在地
法人名
代表者の氏名

年 月 日

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、下記のとおり、運営の状況を報告します。

記

1 実施状況報告の種別

- （ ） 医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告
- （ ） 同条第2項に基づく報告
（新医療法人へ移行する旨の定款変更）
- （ ） 同条第5項に基づく報告

2 医療法施行規則附則第60条第5項に基づく報告の場合には、新医療法人へ移行する旨の定款の変更について医療法第54条の9第3項の認可を受けた日 年 月 日
3 法人の運営に関して、前回の報告時（初めての報告の場合には認定時）から変更のあった事項

添付書類

・直近の三会計年度（医療法第53条に規定する会計年度をいう。）に係る貸借対照表及び損益計算書
・医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

附則

（施行期日）

- この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。
- この省令による改正後の医療法施行規則第十五条の三の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間、同条中「及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる」とあるのは「を有する」とする。
- 第二号施行日前認定医療法人（医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）附則第七条第一項に規定する第二号施行日前認定医療法人をいう。次項において同じ。）については、この省令による改正後の医療法施行規則第五十七条から第六十条までの規定は適用せず、この省令による改正前の医療法施行規則第五十七条から第六十条までの規定は、なおその効力を有する。
- 第二号施行日前認定医療法人であつて、医療法等の一部を改正する法律附則第八条第二項に規定する特例認定を受けようとするものについては、前項の規定は適用しない。